

安中市告示第62号

安中市防犯対策設備購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

安中市長 岩井 均

安中市防犯対策設備購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者に対する犯罪の発生を抑止し、悪質な勧誘販売による消費者被害及び特殊詐欺（電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいう。）を防止するため、家庭用防犯カメラ、家庭用インターホン及び特殊詐欺電話対策装置の購入に対し、予算の範囲内において安中市防犯対策設備購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の敷地内を撮影する装置で、映像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 家庭用インターホン 悪質な勧誘販売による消費者被害の防止を目的として屋外に固定して設置され、住宅の玄関前を撮影する機能を有するものをいう。
- (3) 特殊詐欺電話対策装置 電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器で、電話の着信時に相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時点において満65歳以上の者（第3号において「高齢者」という。）
- (2) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に

より本市が備える住民基本台帳に登録されている者

- (3) 高齢者のみの世帯又は家族と同居しているが、高齢者のみが在宅となる時間がある世帯に属する者
- (4) 第6条の規定による申請をした時点において本市が賦課する市税の滞納がない者
- (5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象機器）

第4条 補助金の交付を受けることができる対象機器（以下「補助対象機器」という。）とは、次の各号に掲げる機器のいずれかに該当する機器とする。

- (1) 家庭用防犯カメラ
- (2) 家庭用インターホン
- (3) 特殊詐欺電話対策装置

2 補助対象機器は、第6条の規定による申請を行った日の属する年度中に購入及び設置が行われたものとする。

3 補助対象機器は、補助対象者の住居に設置された第1項各号に規定する機器であつて、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助対象費用及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる費用は、補助対象者が前条第1項各号に規定する補助対象機器を購入するために要した費用とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1項1号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。
- (2) 前条第1項2号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。
- (3) 前条第1項3号に規定する補助対象機器においては、補助金の交付対象となる費用の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、前条第1項各号に掲げる補助対象機器ごとに、1世帯につき1回

に限るものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象機器を購入した後に、防犯対策設備購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる機器の購入に要する費用の領収書（品名、事業者名及び日付の記載があるもの）の原本
- (2) 対象機器のカタログ、パンフレットその他対象機器の仕様や機能が確認できる書類
- (3) 補助金の振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した場合には防犯対策設備購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。次条において「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定した場合には防犯対策設備購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた補助対象者は、防犯対策設備購入費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、当該請求をした者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、第7条の規定による交付の決定があった日から起算して5年を経過するまでの間は、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を譲渡し、又は売却してはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第 1 1 条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 2 条 この告示の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。